

一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業に係る公聴会における
傍聴人が遵守すべき事項について

令和7年 8 月 18 日

国土交通大臣

中 野 洋 昌

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 23 条第1項の規定に基づき開催する標記の公聴会について、土地収用法施行規則(昭和 26 年建設省令第 33 号)第 11 条の3第3項の規定に基づき傍聴人が遵守すべき事項を以下のとおり定める。

- ①公聴会においては、人吉市カルチャーパレス(以下「会場」という。)への入退場を含め、議長及び議長補助者の指示並びに国土交通大臣の委託を受けた者の案内に従ってください。
- ②「立入禁止」の張り紙が張られた部屋及びスペースには立ち入らないでください。
- ③受付で先着順に配布する傍聴券を受け取って入場してください。傍聴券がない方は入場できません。また、一時退場されて再入場される場合にも、傍聴券を呈示してください。なお、傍聴券は受付当日限り有効です。
- ④ブラカド、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の運営に支障となるおそれのある物や、通行の支障となるような大きな物品を会場に持ち込むことはできません。
- ⑤受付で荷物等の中身を確認する場合や、会場への荷物等の持込みを禁止する場合があります。なお、会場への持込みを禁止された荷物等の管理は自らの責任において行って下さい。
- ⑥荷物等の確認若しくは荷物等の持込みの禁止の指示に従わない者又は議長の職務の執行を妨げること等を疑うに足る顕著な事情が認められる者は、議長により会場への入場を禁止されます。
- ⑦傍聴人は登壇することも発言することもできません。
- ⑧会場内では静粛にし、公述又は傍聴の支障となるような喧騒にわたる行為をしないでください。
- ⑨ホール内において、スマートフォン・携帯電話等の使用は、円滑な進行を妨げる恐れがありますので、電源を切るかマナーモードに設定してください。なお、やむを得ず使用される際はロビー等においてご利用ください。
- ⑩会場内でのビラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説又は物品の販売等は禁止します。
- ⑪会場敷地内での喫煙は禁止します。また、会場内での飲食は禁止します。但し、ロビー等での水分補給程度は可能です。
- ⑫ゴミは自らの責任で持ち帰って下さい。
- ⑬議長により公聴会の終了が宣言された後は、速やかに退場してください。
- ⑭取材を目的に傍聴される報道機関の方は、受付時に取材目的である旨を申し出てください。取材は、公聴会の円滑な運営に支障とならないように行ってください。また、取材に当たっては議長及び議長補助者の指示に従ってください。
- ⑮会場内での撮影・録音・録画は禁止します。

上記事項に違反した場合、議長又は議長補助者により違反行為の中止を命じられ、又は会場から退場させられることがあります。この退場命令に従わない者が多数いることにより公聴会の運営が困難となったとき等の場合においては、議長により公聴会を打ち切られることがあります。公聴会が打ち切られた場合は、会場から速やかに退場してください。

【問い合わせ先】

本公聴会に関するお問い合わせは、以下の部局をお願いします。

国土交通省不動産・建設経済局総務課土地収用管理室

住 所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電 話 : 03-5253-8111 (内線 24164)

F A X : 03-5253-8927

電子メールアドレス : hqt-expr03@gxb.mlit.go.jp

開庁時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く。)の 9 時 30 分～18 時 15 分(12 時～13 時を除く。)です。

なお、『人吉市カルチャーパレス』へのお問い合わせは、御遠慮ください。